

【V】 剰余金処分案

生活協同組合パルシステム東京

(単位:円)

項 目	金 額
I. 当 期 未 処 分 剰 余 金	591,714,747
II. 剰 余 金 処 分 額	
1. 法 定 準 備 金	150,000,000
2. 福 祉 事 業 積 立 金	31,810,479
3. 出 資 配 当 金	67,363,870
4. 任 意 積 立 金	
(1) 市民活動助成基金積立金	4,731,027
(2) 震災復興支援積立金	2,500,000
(3) 別途積立金	50,000,000
III. 次 期 繰 越 剰 余 金	306,405,376
	285,309,371

上記のとおり提案します。

2013年6月11日

理事長 吉 森 弘 子
専務理事 佐 藤 功 一

剰余金処分に関する注記

1. 法定準備金は生協法第51条の4第1項に規定する準備金です。当期は150,000,000円を積み立てます。
2. 福祉事業積立金は生協法第51条の2第1項に規定する積立金です。当期、福祉事業で生じた剰余金31,810,479円を他の事業と区分して積み立てます。
3. 出資配当は、年度末に在籍し、かつ総代会の開催日に在籍する全組合員を対象に実施します。当期の配当率は0.5% (源泉所得税及び復興特別所得税20.42%を含む)とし67,363,870円を出資金に振替えます。
4. 任意積立金は「任意積立金に関わる運用の考え方」に基づき以下のとおり積み立てます。
 - (1) 市民活動助成基金積立金は当期、市民活動助成基金規則に基づき諸団体に拠出した4,731,027円を取崩しました。取崩し額と同額を積み立てます。
 - (2) 震災復興支援積立金は、東日本大震災の震災復興支援のために当期に拠出をした2,500,000円を取り崩しました。取崩し額と同額を積み立てます。
 - (3) 別途積立金は50,000,000円を積み立てます。
5. 次期繰越剰余金には、生協法第51条の4第4項に定める教育事業等繰越金として20,000,000円(当期剰余金の5%以上)を含みます。

2012年度剰余金処分後の法定準備金及び任意積立金予定額は、以下のとおりになります。 (単位:円)

積立金の種類	2012年度末残高	剰余金処分後の積立額
法定準備金	5,600,000,000	5,750,000,000
福祉事業積立金	39,511,524	71,322,003
環境・福祉・NPO等基金積立金	410,000,000	410,000,000
事業施設等積立金	450,000,000	450,000,000
食と農基金積立金	320,000,000	320,000,000
市民活動助成基金積立金	5,268,973	10,000,000
記念事業積立金	20,000,000	20,000,000
震災復興支援積立金	97,500,000	100,000,000
別途積立金	2,800,000,000	2,850,000,000
合 計	9,742,280,497	9,981,322,003